

## 第4章 地方公共団体における公害苦情の処理

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

令和5年度公害苦情調査結果報告書の概要は、次のとおりである。令和5年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数は69,153件で、前年度に比べ2,437件の減少（対前年度比▲3.4%）となった。公害の種類別にみると、典型7公害の苦情は48,969件（受付件数の70.8%）で、前年度に比べ1,754件の減少（対前年度比▲3.5%）となった。また、典型7公害以外の苦情は20,184件（受付件数の29.2%）で、前年度に比べ683件の減少（対前年度比▲3.3%）となった。公害の主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」による苦情が12,530件（受付件数の18.1%）と最も多く、次いで「焼却（野焼き）」による苦情が10,616件（同15.4%）となった。公害の発生源別にみると、「会社・事業所」に関する苦情が30,965件（受付件数の44.8%）と最も多く、次いで「個人」に関する苦情が21,735件（同31.4%）となった（詳細については付録1参照）。